

東京都薬剤師会お試し入会規約

第1条 目的

会員薬局に勤務する 20 代の薬剤師の正会員への移行（入会）を目的として、最大2年間会費無料で東京都薬剤師会の事業及び活動を利用体験し、メリットを実感してもらい正会員への移行を目的とする。

第2条 入会種別

- お試し入会：地区薬剤師会の正会員が所属する薬局において、4月1日時点で20代の非会員が加入できるお試し入会カテゴリー。

第3条 対象者

以下の条件を満たす者をお試し入会として認定する。

- 地区薬剤師会の正会員が所属する薬局に勤務していること。
- 入会年度の4月1日時点で20代の非会員であること。
(原則、過去に都薬会員であったことのある方は除く)

第4条 入会資格の喪失

以下の場合に入会資格を喪失する。

- 正会員が退会した場合。
- お試し入会区分に賛同していない地区薬剤師会地域に異動した場合。
- 都外へ異動した場合。
- 正規のB会費会員に入会した場合。

第5条 会費

お試し入会の会費については、以下の通りとする。

- 東京都薬剤師会会費相当分：無料
- 地区薬剤師会会費相当分：地区薬剤師会の規定により任意とする

第6条 入会期間

お試し入会の期間は応募年度の4月1日から翌年度の3月末日までとし、最大24か月とする。お試し会員期間終了後は、以下のいずれかを選択する（キャンペーン入会の継続は不可）。

- B会費会員への移行
- 退会

第7条 募集期間

募集期間は毎年4月1日から9月末日までをキャンペーン期間とするが、延長をすることもありその場合は10月以降に随時募集を周知することとする。

第8条 実施主体および募集主体

- 実施主体：東京都薬剤師会
- 募集主体：地区薬剤師会

第9条 入会手続き

別に定める入会申込書を該当する地区薬剤師会を経由して提出し、理事会の承認を得なければならない。

第10条 退会手続き

入会手続きをした地区薬剤師会に対して、別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

第11条 規約の変更

本規約の変更は、東京都薬剤師会の理事会承認を経て行うものとする。

以上